

世羅町地域公共交通活性化協議会委員公募要領

(趣旨)

第1条 この要領は、世羅町地域公共交通活性化協議会設置要綱第3条に規定する委員のうち、同条第5号に規定する住民又は利用者の代表する委員（以下「委員」という。）の公募による選考について、必要な事項を定めることを目的として制定する。

(公募人数)

第2条 委員の人数は、1名程度とする。

(任期)

第3条 委嘱の日から令和9年10月31日までとする。

(応募資格)

第4条 応募の条件は、募集開始時点において次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 1年以上連続して本町に住所を有すること
- (2) 年齢が18歳以上であること
- (3) 本町の議会議員及び職員ではないこと
- (4) 年2回程度、月曜日から金曜日の昼間に開催する会議に出席できること。
- (5) 町内の公共交通機関を利用している又は今後利用したいと考えていること（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条の規定による一般乗合旅客自動車運送事業又は道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条による自家用有償旅客運送事業の登録を受けた事業等）
- (6) 町内公共交通のあり方に関心があること
- (7) 町税の滞納がないこと
- (8) 反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に定める暴力団及び暴力団員並びにこれらと密接な関係を有する者、並びにこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。以

下同じ。)に該当しないこと

(応募方法)

第5条 委員に応募しようとする者は、「世羅町地域公共交通活性化協議会委員応募申込書」を提出期限までに世羅町企画課へ提出しなければならない。書類の提出については直接持参するか、郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法により行うこととする。また、提出については令和7年10月24日17時15分必着とする。

(公募期間)

第6条 令和7年10月6日から令和7年10月24日とする。

(選考方法)

第7条 委員の選考は、別に定める世羅町地域公共交通活性化協議会委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）にて申込の内容に対し、書類審査により行うこととする。

- 2 選考に当たっては、第8条に定める評価項目ごとに世羅町地域公共交通活性化協議会委員選考採点基準に基づき採点する。
- 3 委員が応募者ごとに採点した各項目の点数を合計し、上位点数の者から順に選考する。ただし、合計点数を選考委員会委員の人数で除した点数が50点に満たない場合は不採用とする。また、選考上同点となった場合は、選考委員会にて総合的に判断し序列化する。
- 4 審査及び選考結果に関する質問や異議は受け付けない。

(評価項目)

第8条 選考は、応募者の「世羅町地域公共交通活性化協議会委員応募申込書」の記述内容について次の評価項目に基づき行うものとする。

- (1)一般乗合旅客自動車運送事業の年間利用回数
- (2)自家用有償旅客運送事業の年間利用回数
- (3)その他旅客自動車運送事業の年間利用回数

- (4) 町内公共交通の実態について理解されているか。
- (5) 応募動機の内容に片寄がなく、幅広い識見を有しているか。
- (6) 応募動機が趣味や個人の利益等を目的としたものになっていないか。
- (7) 町内公共交通について経験等に基づいた問題意識を持っているか。
- (8) 客観的な視点で問題をとらえ、理論的に分かりやすく自分の考えを述べられているか。
- (9) 公共交通の利用者の視点に立脚し世羅町地域公共交通活性化協議会に参画する意思があるか。

(選考結果)

第 9 条 選考結果は、応募者全員に通知するとともに、選考された委員の名前を公開するものとする。

(特例)

第 10 条 応募人数の定員に満たない場合又は、選考委員会で応募者全員が不採用となった場合は、公募によらないで委員を選任することができる。

(個人情報の取扱い)

第 11 条 職務上知りえた個人情報は、委員の選考のために利用しその業務以外には使用しないものとする。

(委任)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、委員の公募に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は令和 3 年 9 月 8 日から施行する。

附 則

この要領は令和 3 年 9 月 21 日から施行する。

附 則

この要領は令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和 7 年 10 月 1 日から施行する。